

法律問題

— 相続（遺言その2） —

Q Aさん（70歳、男性）「将来に備えて遺言を作っておこうと考えているのですが、どのようにして遺言を作ればいいのでしょうか？（7月号の続きです）」

遺言の種類には、7月号で紹介した自筆証書遺言（日付や氏名などをすべて遺言者自身で記載し、署名の下に捺印して作成する遺言）の他、公正証書による遺言（以下「公正証書遺言」といいます。）があります。

公正証書遺言とは、遺言者が遺言の内容を公証人に口述し、公証人がこれを筆記し作成する遺言です。公正証書遺言には以下のような利点があります。

1. 遺言者自身、文字を書くことが困難な場合でも遺言書の作成が可能。
2. 作成過程に法律の専門家である公証人が関与しますので、遺言者が自ら作成する自筆証書遺言に比べ、方式や内容の不備がなく遺言が無効となる危険が避けられる。
3. 一部の相続人による偽造・改ざんのおそれがない。
4. 自筆証書遺言の場合には必要とされる、家庭裁判所での手続が不要。

ただし、公正証書遺言の場合、その作成には一定の手数料が必要となることと、公証人の関与や2名の証人の立会いといった厳格な手続が必須であることには、注意が必要です。



法テラス高森法律事務所

阿蘇世界文化遺産リレーコラム ～守っていききたいわがまちの景観と人々～

コラム第11回

「きよらかな水の恵みと井手のある景観」

担当：南小国町

南小国町は九州の最大河川、筑後川の最源流域です。南小国町の原野や山林に降った雨が地下水となり、豊富な湧水が川となって、南小国町の田畑を潤しています。

南小国町で欠かせない水利システムが「井手」です。上流の河川から取水し、山並みや道路に沿って水路が美しい水を集落内の田んぼへと運びます。田畑への配水だけでなく、洗い場や炊事場、中には芋車を設置するなど様々な用途に用いられ、井手の仕組みを整えた先人の技術と労力によって南小国町の生業が支えられています。各集落では井手に水神様をお祀りし、地域の人々みんなで定期的に清掃するなど、今も生活の一部として大切に受け継がれています。

「世界遺産こぼれ話」Vol.3 ー世界文化遺産を構成する資産についてー

去る7月10日に、世界文化遺産を目指す「阿蘇」の構成資産である「豊後街道」が国史跡に指定されました。

世界文化遺産の話題でよく耳にする「構成資産」。これは世界文化遺産を構成する資産のことで、その世界文化遺産の価値を証明する重要な役割を果たします。世界文化遺産は、国から史跡・重要文化財・天然記念物・名勝等に指定された、いくつかの構成資産で成り立ちます。

今回の指定は、今年3月に阿蘇市、南阿蘇村の「米塚」及び「草千里ヶ浜」が国名勝及び天然記念物に重複指定されたことも併せて、「阿蘇」の世界文化遺産への取り組みが実を結んだものです。

今回は、「豊後街道」の概要・指定地域等について取り上げます。



◆ 次回のコラムは、小国町が担当します。